

(裏)

堺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

この制度は、堺市において、事前登録した者(以下「事前登録者」といいます。)が通知の対象とした住民票等の写し等を本人等の代理人又は第三者に交付した場合に、その事実を通知するものです。

なお、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

注意

- 1 住民票の写し等とは、住民票の写し、住民票の記載事項証明書(除票を含みます。)、戸籍の附票の写し(除附票を含みます。)、戸籍(除籍、改製原戸籍を含みます。)全部(個人・一部)事項証明書、謄抄本及び記載事項証明書をいいます。
- 2 本人等とは、住民票関係にあつては同一世帯に属する者を、戸籍関係にあつては本人と同一戸籍に記載された者又はその直系尊属若しくは直系卑属の方をいいます。
- 3 第三者とは、本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除きます。)をいいます。

2 事前登録について

- (1) 登録の申請受付は、住民登録地(堺市でない場合は、本籍地)の区役所市民課で行います。
- (2) 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。
 - ア 登録を希望される方が疾病等により直接窓口で申請することができないとき。
 - イ 他の市区町村に居住しているとき。
- (3) 住所の異動又は戸籍の届出により、事前登録した内容や、通知を発送する住所に変更が生じたときは、事前登録者から住所の異動届又は戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要となります。
- (4) 登録期間は無期限ですが、次の条件に該当する場合は、登録を抹消することがあります。
 - ア 登録者本人が海外に転出した場合
 - イ 登録内容に変更があったが、1か月以内に変更の届出がされない場合
 - ウ 登録対象の除票等が全て保存年限経過により廃棄になった場合
 - エ 登録者が失踪宣告を受けた場合
 - オ 登録者の住民票が職権消除された場合

3 その他

- (1) 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は、通知しません。本制度に基づく通知はあくまでも、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容については、御本人から個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行っていただく必要があります。ただし、開示請求を行った場合でも即日の開示はできませんし、第三者に関する情報は開示できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 本制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止の一助とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことを同意のうえ、申請してください。